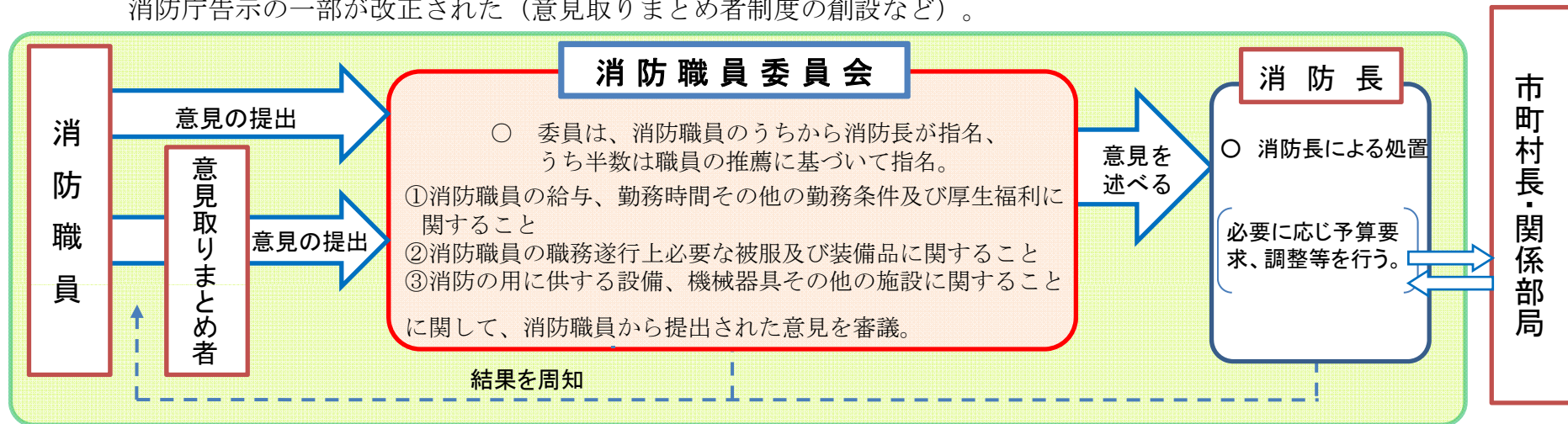


## 消防職員委員会制度

- すべての消防本部に消防職員委員会が設置されている。
- 全国で年間に約5,000件の意見について、審議が行われている。
- 平成11年度以降、約46,000件の意見のうち、約15,200件の意見が実施に至っている。

**【目的】** 消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資すること。

**【経緯】** 平成7年6月の自治大臣と自治労委員長との合意に基づき、衆議院・参議院ともに全会一致で消防組織法が改正され、平成8年10月、消防職員委員会制度が創設された。  
平成17年3月には、総務大臣と自治労委員長との定期協議における消防職員委員会の改善についての合意に基づき、消防庁告示の一部が改正された（意見取りまとめ者制度の創設など）。



**【参考】** 各消防本部においてこれまでに実現した意見

- ① 勤務条件に関するもの
  - ・分煙化 ・仮眠室環境改善、個室化 ・イントラネット環境の整備 ・夜間受付勤務の見直し ・3部制の導入
  - ・惨事ストレス対策や安全管理等の職員研修の実施 ・休憩室の設置 等
- ② 被服及び装備品に関するもの
  - ・活動服等の機能改善 ・災害用携帯電話や水中無線等の導入 ・空気ボンベの軽量化・活動用ゴーグル、防塵マスクの配備 等
- ③ 消防の用に供する設備、機械器具等に関するもの
  - ・車両動態、位置管理システムの導入 ・ホース結合金具の改善 ・車庫内に排気ガス排出装置の導入・救助資機材の充実配備 等

(参考1)

## 消防職員委員会における各年度の審議件数及び審議結果

	審議件数	審議結果の区分					(翌年度までに) 実施に至った意見数	
		実施が適当	諸課題を 検討	実施は困難	現行どおり	その他		
11年度	5,026	1,995	1,472	256	1,114	189	1,659	33.0%
12年度	5,031	2,014	1,438	269	1,125	185	1,469	29.2%
13年度	4,912	2,052	1,384	251	1,047	178	1,509	30.7%
14年度	4,867	2,043	1,315	248	1,026	235	1,772	36.4%
15年度	5,590	2,495	1,412	241	1,177	265	1,797	32.1%
16年度	4,919	1,978	1,315	229	1,143	254	1,759	35.8%
17年度	5,354	2,236	1,347	245	1,244	282	2,157	40.3%
18年度	5,036	2,171	1,398	171	1,063	233	1,533	30.4%
19年度	5,312	2,177	1,505	227	1,151	252	1,566	29.5%
合計	46,047	19,161	12,586	2,137	10,090	2,073	15,221	33.1%

## 「消防職員委員会の組織及び運営の基準」(消防庁告示)の一部改正(平成17年)の概要

### 1 背景

- (1) 総務大臣と自治労委員長の消防職員に関する定期協議(平成16年10月15日において、「消防職員委員会のこれまでの取り組みや運営方法について、実務者レベルで意見交換する場を設ける」ことで合意。
- (2) 上記を受け、「消防職員委員会懇談会」を設置
- (3) 懇談会での合意を踏まえ、「消防職員委員会の組織及び運営の基準」(消防庁告示)の一部を改正。

### 2 改正の概要

- (1) 委員会の開催  
委員会は、毎年度前半に1回開催。その他必要に応じ、開催。

(趣旨)

予算編成作業を通じ、意見を速やかに実現。

(2) 職員への周知

- ① 意見提出した職員及び意見取りまとめ者に対し、委員会での審議結果及び理由を通知
- ② 職員全員に対し、審議概要を周知。

(趣旨)

消防職員委員会の公正・透明性を確保。

(3) 「意見取りまとめ者」制度の創設

以下の役割を果たす「意見取りまとめ者」を、職員推薦に基づき消防長が指名。

- ① 職員の意見を取りまとめて委員会に提出。
- ② 委員会に対し、提出意見に関する補足説明と、委員会制度の運用に関し意見を述べることができる。
- ③ 提出意見が審議対象とされるか否かの通知を受ける。

(趣旨)

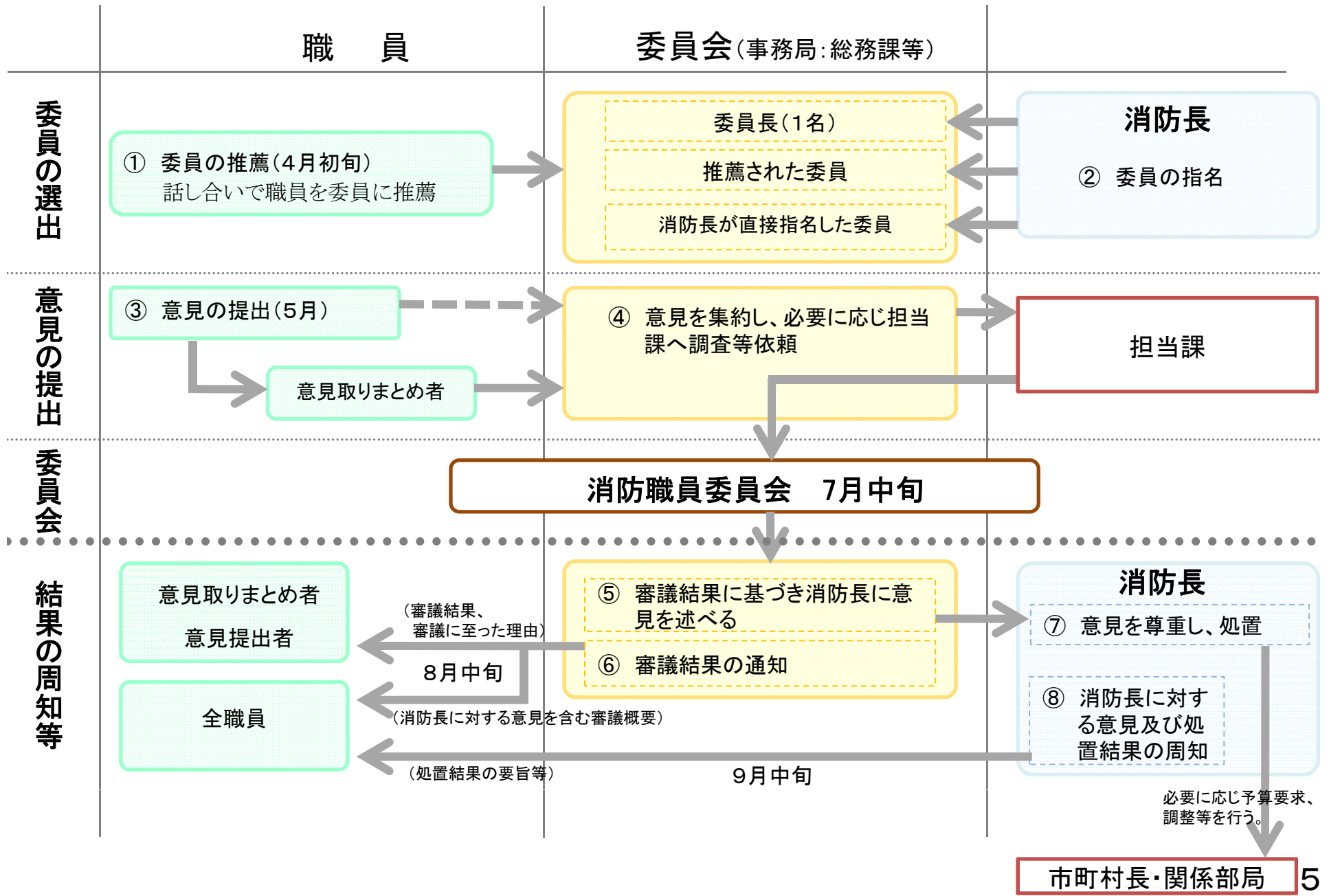
職場における職員間の意思疎通をより一層促進し、委員会の効果的かつ円滑な運営を実現。

# 消防職員委員会制度の概要

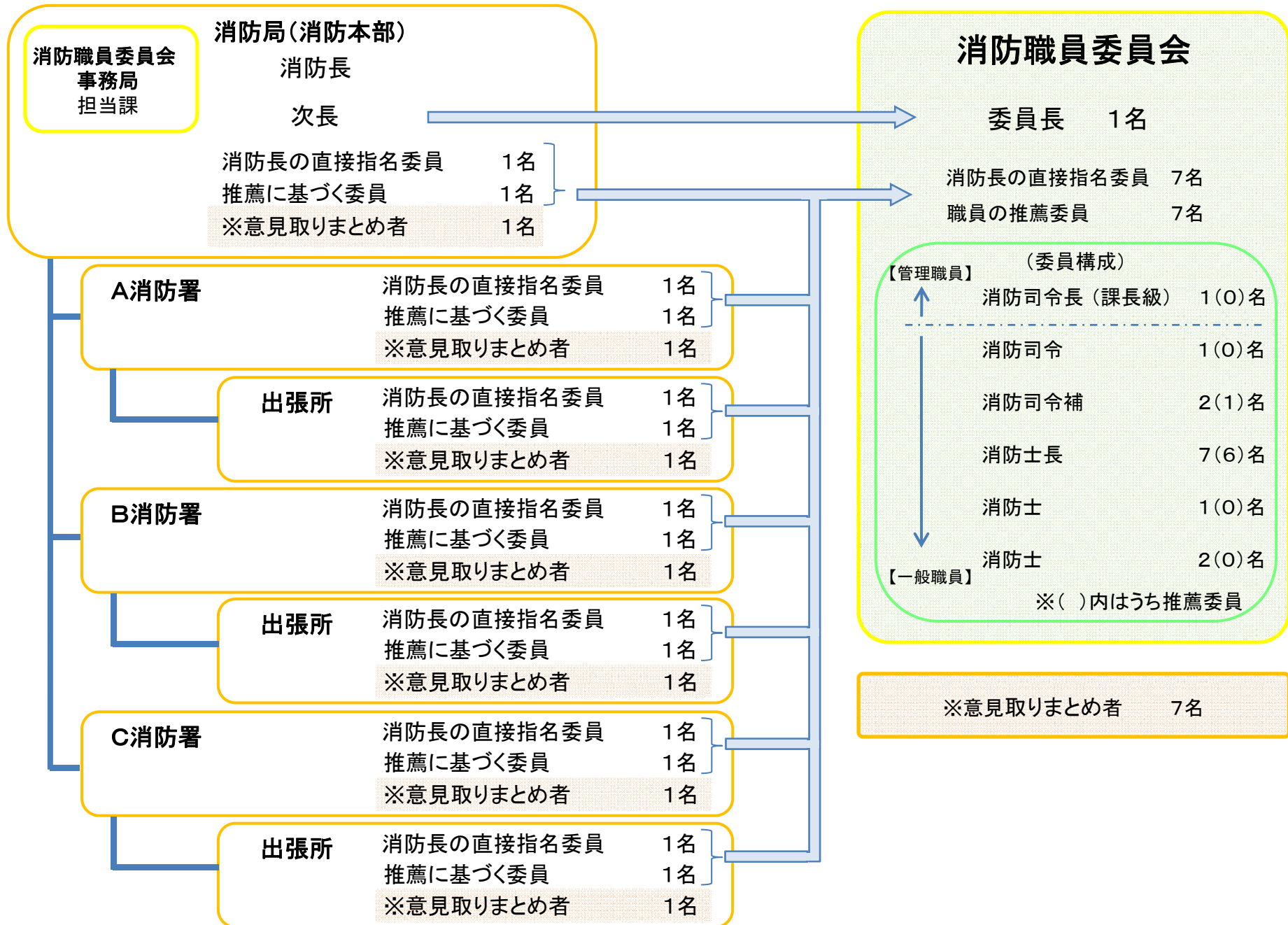
## 1 概要

委員構成	委員長:消防長に準ずる職(消防本部の次長、総務課長など)にある職員から消防長が指名 委員:消防長の指名(ただし半数は職員の推薦による) ※委員の任期:1年(再任は2期まで)
委員定数	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消防本部及び消防署の組織の区分ごとに定める。</li><li>・ 標準的な規模の組織(人口10万人、消防本部1、消防署1、出張所2)で、それぞれの組織区分ごとに2人、総定数8人とすることを基本とする。</li><li>・ 消防本部及び消防署の組織の規模等に応じて増減するが、定数は20名を超えないものとする。</li></ul>
審議事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること</li><li>・ 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること</li><li>・ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること</li></ul>
審議結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分(注)に分類して消防長に対し意見を述べる。 (注)①実施することが適当である、②諸課題を検討する必要がある、③実施は困難と考える、④現行どおりでよい、の4つの区分など</li><li>・ 消防長はその趣旨を尊重して処置するよう努める。</li></ul>

## 2 消防職員委員会の1年の流れ(例)



### 3 消防職員委員会委員構成 (例:A消防本部 管轄人口約30万 職員数約350人)



#### 4 消防本部における意見の内容及び審議・処置状況(平成19年度)

※ 人口規模毎に、比較的審議件数の多い消防本部を例としてあげている

##### (1) B消防本部の例(管轄人口 約30万・職員数約300人)

###### ○ 審議件数

平成19年度の 審議件数	平成20年度までに 実現に至ったもの
45 件	15 件

※(参考)過去3年の審議件数

平成18年度	平成17年度	平成16年度
66 件	11 件	7 件

(注)  
B消防本部は、平成17年度中に市町村合併したため、平成18年度以降は、被服や業務執行方法等の統一に関する意見が多く提出され、審議件数が増加している。

###### ○ 主な意見例

意見区分	意見概要	審議結果	消防長の 処置結果	平成20年度 までに実現に 至ったもの
①	消防職員は予防接種を個人負担により対応しているため、医療従事者と同様に公費による感染防止対策を要望する。	○	×	
①	勤務中における喫煙については、分煙を行っているが、全ての箇所について、厚生労働省のガイドライン基準を満たしていないので、庁舎内全面禁煙の実施を要望する。	△	○	○
②	多種多様な救急事案が増加傾向のなか、救急隊の身の安全を守るために救急車に防刃チョッキを配備を要望する。	○	○	○
②	現状のベルトは、現場で活動中に外れやすいため、現場でベルトが外れてないようにベルトの仕様変更を要望する。	○	△	
③	携帯無線の数が少ないので、各個人に携帯無線が装備できるよう要望する。	×	×	
③	現状のホース塔は、人手によって搬送し、窓から身を乗り出しホースを干す状況であり、危険を伴うためホース塔の新設を要望する。	○	△	

###### 【凡例】

(意見区分) ①:消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利 ②:消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品

③:消防の用に供する設備、機械器具その他の施設

(審議結果) ○:「実施が適当」 △:「諸課題を検討」 ▲:「実施は困難」 ×:「現行どおり」

(消防長の処置結果) ○:「実施を決定」又は「実施に向け検討」 △:「諸課題を検討」 ×:「現行どおり」

(2) C消防本部の例(管轄人口 約5万・職員数約100人)

○ 審議件数

平成19年度の 審議件数	平成20年度までに 実現に至ったもの
23 件	5 件

※(参考)過去3年の審議件数

平成18年度	平成17年度	平成16年度
25 件	22 件	13 件

○ 主な意見例

意見 区分	意見概要	審議結果	消防長の 処置結果	実現に 至ったもの
①	団塊の世代の退職により消防学校入校教育、救急救命士研修、病院実習等のため人員不足が生じることから、人員増を図る。	○	○	○
①	出動した際には、消火作業の有無にかかわらず、火災出動手当を支給する。	○	×	
②	海上での救助活動を行うため、流水救助器具(ウエットスーツ、ヘルメット等)の配備はできないかを検討する。	○	○	
②	指揮者が明確に識別できるように、現在の識別用腕章からチョッキに仕様変更する	×	×	
③	消防署に設置されている気象観測装置を、分遣所にも設置してもらいたい。	○	×	
③	老朽化の激しい庁舎の建て替えについて、今後の予定、計画を具体的に示して欲しい。	○	○	○

【凡例】

(意見区分) ①:消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利 ②:消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品

③:消防の用に供する設備、機械器具その他の施設

(審議結果) ○:「実施が適当」 △:「諸課題を検討」 ▲:「実施は困難」 ×:「現行どおり」

(消防長の処置結果) ○:「実施を決定」又は「実施に向け検討」 △:「諸課題を検討」 ×:「現行どおり」